

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年10月1日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 銭谷 弘

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 浮魚類幼稚魚耳石の微量元素分析 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和4年3月16日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするものとする。ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、消費税の課税事業者であるか否か、消費税の税率等については、入札書に記載された金額の110分の100に相当する額を加算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするものとする。ただし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否か、消費税の課税事業者であるか否か、消費税の税率等については、入札書に記載された金額の110分の100に相当する額を加算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするものとする。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」または「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備すると共に、業務責任者（分析結果における全責任を負う者）を有していることを証明した者であること。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門管理課
電話 095-860-1626
FAX 095-850-7767
- ② 郵送による交付
封書に「浮魚類幼稚魚耳石の微量元素分析入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に210円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付
任意書式に「浮魚類幼稚魚耳石の微量元素分析入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年10月13日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書

績による。

- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
- (5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結を、ご了知願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出しただけであれば、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件 名 浮魚類幼稚魚耳石の微量元素分析
2. 業務目的 東シナ海、日本海及び太平洋で採集したマアジおよびマサバ幼稚魚の耳石を LA-ICP-MS により微量元素分析し、海域毎に耳石中の微量元素組成を明らかにし、我が国周辺のマアジおよびマサバ資源系群構造の解明に向けた検討材料とする。
3. 分析標本 マアジ幼稚魚の耳石 250 検体（耳石半径：約 800-1500 μm ）
マサバ幼稚魚の耳石 50 検体（耳石半径：約 500-1500 μm ）
4. 業務内容 以下の内容に基づいて業務を行うこと。なお、標本の引き渡しにかかる費用は当所が負担する。
 - (a) 当所が用意する標本において、浮魚類幼稚魚の耳石中の微量元素分析をレーザーブレーション誘導結合プラズマ質量分析法（LA-ICP-MS）にて分析する。耳石断面にレーザーを核から縁辺にかけて照射し、それぞれの位置における成分を測定する。なお、標本の到着後、コンタミネーションを避けるため、請負業者が分析前に超純水（ミリ Q）を満たしたポリプロピレン製容器内で短時間の超音波洗浄を行い、風乾後に分析すること。
 - (b) 分析部位： 耳石の核付近から縁辺部に向かって最大 20 点で測定する。測定点は、核付近（核から 400 μm まで）においては 50 μm ピッチ 9 点、その外側（400 μm から縁辺部まで）においては 100 μm ピッチで約 11 点とする。
 - (c) 分析元素： Ca、Sr、Na、K、Mg、Mn、Ba、Zn の 8 元素について分析を実施する。
 - (d) 分析方法： LA-ICP-MS による半定量分析（mass %）を行う。
 - (e) 走査条件： スポット照射を行う。スポット径は、核付近（核から 400 μm まで）においては径 45 μm 、その外側（400 μm から縁辺部まで）においては径 50 μm とする。（データ欠損を可能な限り減らし、精度の高い分析値が得られるように、レーザー出力や繰り返し周波数など条件は、担当職員と協議の上、適宜調整すること。）
 - (f) 成果物の精度維持のため、以上の業務には浮魚類を含む複数種の魚類耳石の微量元素分析の実務経験を 3 年以上有する担当者を配すること。
 - (g) 分析後の標本については速やかに返却することとし、標本返却にかかる費用は請負業者が負担すること。
5. 納入期限 令和 4 年 3 月 16 日
6. 提出物 方法・結果に関して報告書を作成し、エクセル形式の解析データと合わせて、担当職員へメール及び電子媒体（CD-ROM 等）1 部を提出すること（分析値・照射痕観察・分析条件などレポート形式）。
なお、電子媒体（CD-ROM 等）での納品の際は、納品前にウイルスチェックを行うこと。
提出先住所 〒851-2213
長崎県長崎市多以良町 1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所
7. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。
作業状況については当所担当職員へ逐次報告すること。
業務で知り得た情報については、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行い、第三者への開示をしないこと。